**誓約書**

登録申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人およびその法人の役員）は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「法律」という。）
第 29 条第１項に定める下記の欠格要件のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　　令和　　年 月 日

住所

申請者

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

福井県知事 　　　　 様

記

１ 心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの※又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

※精神の機能の障害により第一種フロン類充填回収業者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

２ 法律若しくは使用済自動車再資源化法の規定又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

３ 法律第 35 条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者

４ 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが法律第 35 条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前 30 日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの

５ 法律第 35 条第１項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

６ 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの